

(件名) 台風第19号による被害状況について【第16報】  
(10月28日12時現在)

1 人的・物的被害の状況

市 町	人的被害				物的被害 (単位:棟数)							
	死 者 うち 災害関連死	行方 不明	重 傷	軽 傷	住 家					非 住 家		
					全 壊	半 壊	一部 損壊	床上 浸水	床下 浸水	公共 建物	その他	
下田市				3			21	6	45			
河津町						1	1					
南伊豆町							30		6		15	
松崎町								7	11			
西伊豆町							21	1	38	1	20	
沼津市							23	41	125	20	6	
三島市			1				18	4	69	12	14	
富士宮市							6					
伊東市			1				43					
富士市							20					
御殿場市	1			1			3	6	4	2		
裾野市							1		3			
伊豆市					2		3	4	5	1	30	
<b>伊豆の国市※</b>							<b>27</b>	<b>306</b>	282		16	
<b>函南町※</b>					<b>2</b>	<b>3</b>	<b>34</b>	<b>255</b>	<u>126</u>	5	<u>12</u> 4	
清水町								4	4	2	6	
小山町							3	8	4		<u>2</u>	
静岡市	1	1			1		<u>39</u>	34	79			
島田市								8	14			
焼津市								221	522			
藤枝市							<u>7</u>	<u>33</u>	<u>51</u>			
牧之原市	1						8	13	87	5	4	
吉田町								4	73		89	
袋井市								5	54		2	
掛川市								6	20			
御前崎市				1								
菊川市								24	123	8		
計	3	1	0	2	5	5	4	<u>308</u>	<u>990</u>	<u>1,745</u>	56	<u>32</u> 8

※伊豆の国市、函南町に災害救助法の適用を決定  
(1号適用 適用日:10月12日(災害発生日))

※伊豆の国市、函南町に被災者生活再建支援法の適用を決定  
(適用日:10月12日(災害発生日))

## 2 県・市の配備体制

災害対策本部：静岡県、御殿場市、伊豆の国市、函南町、小山町

## 3 県の市町への支援

- ・伊豆の国市及び函南町（災害救助法適用市町）に、連絡幹部（本庁職員）を17日朝から派遣し、災害対策本部運営・災害救助法の運用等を助言（継続中）
- ・両市町から県市長会・町村会を介して住家被害認定業務の支援要請を受け、応援職員を派遣（函南町：23日から継続中、伊豆の国市：24日から継続中）
- ・住家の被害認定調査方法等について、市町向け説明会を17日に開催
- ・10月24日から一ヶ月程度の間、伊豆市、伊豆の国市及び函南町に対して土木技術職員を派遣し、被災箇所調査、査定設計書の作成等を実施
- ・10月28日から11月8日にかけて（休日を除く）、伊豆の国市原木地区の床上浸水家屋190戸に対して東部健康福祉センターから保健師及び栄養士を派遣し、健康指導、健康相談等を実施